

25 日 獣 発 第 267 号

平成 25 年 12 月 27 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

地域の獣医療提供体制の整備に向けた取組の推進について

このことについて、平成 25 年 12 月 25 日付け 25 消安第 4629 号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いたします。


このたびの通知は、①「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」を策定された各自治体においては、引き続き、それぞれの計画に基づき、産業動物診療獣医師及び家畜衛生分野の公務員獣医師の確保対策等、地域の獣医療提供体制の整備に向けた積極的な取組をする旨の依頼、②農林水産省では、獣医療提供体制整備推進総合対策事業を通じて、今後とも都道府県等と連携し、産業動物獣医師の確保及び質の向上に努めていくこと、③特に平成 26 年度予算では、産業動物獣医師を計画的に確保することが困難な地域で産業動物獣医師として就業を志す高校生等に対する新たな修学資金を実施することとしているので、事業を積極的に活用する旨の依頼、④各都道府県におかれては、引き続き、産業動物診療獣医師や公務員獣医師の労働環境の改善に取り組むよう依頼する旨、都道府県畜産主務部長宛てに通知したことについて連絡を受けたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



25消安第4629号
平成25年12月25日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

地域の獣医療提供体制の整備に向けた取組の推進について

平素は獣医事行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。
このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛てに通知したので、
お知らせします。



(別添)

写

25消安第4629号

平成25年12月25日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

地域の獣医療提供体制の整備に向けた取組の推進について

平素は獣医事行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

平成22年8月に公表された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を踏まえ、本年11月末の時点で、44道府県に「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）」を策定・公表いただいております。都道府県計画を策定された各自治体におかれましては、引き続き、都道府県計画に基づき、産業動物診療獣医師及び家畜衛生分野の公務員獣医師の確保対策等、地域の獣医療提供体制の整備に向けた積極的な取組をよろしく願います。

農林水産省では、これまでも、都道府県における産業動物獣医師の確保を支援するため、獣医療提供体制整備推進総合対策事業により、①獣医学生に対する修学資金の貸与、②獣医学生に対する産業動物診療の現場での実習研修等を実施してきており、今後とも都道府県等と連携し、産業動物獣医師の確保及び質の向上に努めていくこととしています。

特に、平成26年度予算では、産業動物獣医師を計画的に確保することが困難な地域での産業動物獣医師としての就業を志す高校生等に対して、獣医大学への入学金等の必要な費用を貸与できるよう、新たな修学資金を実施することとしておりますので、事業の積極的な活用をお願いします。

また、各都道府県では、公務員獣医師の確保のため、①初任給調整手当の支給等の報酬の改善、②育児のための短時間勤務制度等といった子育て支援や病気休暇等のための代替要員の確保等の就業環境の改善等に着手していると承知しておりますが、口蹄疫等の家畜伝染病の防疫や食品の安全確保に重要な役割を担う地域の産業動物獣医師を安定的に確保するため、引き続き、産業動物診療獣医師や公務員獣医師の労働環境の改善に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

獣医療提供体制整備推進総合対策事業（拡充）

【133(121)百万円】

対策のポイント

地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医学生や獣医大学に入学する高校生等に対する修学資金の貸与、獣医学生に対する臨床実習、臨床獣医師に対する卒後研修の実施により、産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

<背景/課題>

- ・22年度に策定された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に基づき、産業動物獣医師等の確保及び質の高い獣医師の育成を図り、家畜の健康の確保、安全な畜産物の安定供給及び口蹄疫等の家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の構築を図る必要があります。

政策目標

産業動物分野に就業する獣医師の確保

<内容>

1. 事業内容

(1) 産業動物分野等への就業の推進（拡充） 105(88)百万円

- ① 地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医学生を対象として、月額10万円（私立大学の場合12万円）を限度とする修学資金を最長6年間貸与します。
- ② 地域の産業動物獣医師への就業を志す高校生等を対象として、大学に納付する費用（入学金、授業料、実習費等）を上限とする修学資金を貸与します。
- ③ 獣医学生を対象として、産業動物診療や家畜衛生行政について理解を深め、これらの分野に誘引するための臨床実習等を実施します。

(2) 卒後研修による獣医師の技術向上 27(34)百万円

- ① 新規獣医師を対象として、臨床現場における診療や家畜防疫に必要な知識・技術の習得を図るための研修を実施します。
- ② 診療獣医師を対象として、農家の生産性の向上に資する農場管理技術の修得や、口蹄疫等の家畜伝染病の発生予防、薬剤耐性菌の発生抑制等に必要な衛生管理について十分な指導が可能となるよう、臨床研修を実施します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 (1) ①及び②の事業のみ定額(1/2以内)
その他事業 定額

4. 事業実施期間 平成22年度～26年度

(お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課 (03-3501-4094))

地域獣医療提供体制整備支援のための地域枠入試実施事業

- 計画的に産業動物獣医師を確保できる地域がある一方、確保できない地域が存在。
→ 地域枠を設定することで、大学入学前から産業動物獣医師を確保可能。

【獣医系大学】

- 地域の産業動物獣医師への就業を志す高校生等の選抜枠(地域枠入試制度)を設定。

【就業予定先】

- 地域の産業動物獣医師への就業を志す高校生等を対象とした修学資金制度を設定。

【就業予定先】

- 産業動物獣医師の確保を希望する都道府県等が高校生等を募集し、就業予定先の選考基準に基づき選考

【獣医系大学】

- 就業予定先から推薦された高校生等に対して入学試験を実施し、合格者を決定

獣医学教育(6年間)

制度の概要

1. 貸与額

(国が半額、就業予定先が半額負担) ※ 私立大を想定

- 入学前 175万円(上限): 入学金+授業料、実習費等
- 入学後 12万円/月(上限) (※既存の修学資金と同様)
- ☆ 6年間で概ね1,039万円 (* 現行の修学資金の1.2倍)

2. 返還免除要件

- 獣医師免許取得後、特定地域の産業動物診療又は都道府県の家畜衛生行政に貸与期間の1.5倍(9年間)従事した場合、貸与した修学資金の返還を免除

地域の産業動物獣医師として、家畜防疫や食の安全確保へ貢献